

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

### 障害年金受給者の生活実態と就労状況<sup>1</sup>

研究協力者 百瀬優(流通経済大学 経済学研究科 准教授)  
研究分担者 大津唯(埼玉大学 大学院人文社会科学研究科 准教授)

#### 1. はじめに

障害年金は、公的年金の三種類の給付の中で、受給者数や給付総額が最も小さな制度である。しかしながら、受給者数 200 万人強、給付総額約 2 兆円という規模は、他の社会保障制度と比較すれば、決して小さなものではない。また、障害年金は、障害のある者が所得を確保するための手段として大きな役割を果たしており、障害者に対する所得保障という観点では、最大の規模を有する制度である。それゆえ、この制度の在り方によって、障害者の暮らしは大きな影響を受ける。一方、障害者の所得の確保に係る施策には、障害年金だけでなく、障害者雇用政策も存在しており、両者の間には一定の連携が求められる。それゆえ、この制度の在り方は、障害者雇用施策にも影響を与えうる。

こうしたことから、今後、障害年金のどの部分をどのように見直していくべきか(あるいは、見直すべきでないか)を検討することは、障害者政策上、大きな論点の一つである。その検討を行う際には、障害年金受給者の生活実態や就労状況の現状把握が必要と思われる<sup>2</sup>。しかしながら、こうした実態を把握するためのデータは十分に存在せず、これまでの研究では、データに基づく現状把握はほとんど行われてこなかった。確かに、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」によって、受給者実態の一端を伺うことができる。しかしながら、公表されている統計表からは、障害種別の受給者実態がほとんど把握できない。また、受給者の就労に影響を与える要因を明らかにすることなどもできない。

そこで、本論文では、第一に、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害種別および男女別の受給者の生活実態や就労状況を明らかにする。具体的には、年金額、受給者の就労状況、介助の状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別や男女別でどの程度異なるかを確認する。特に、受給者数が急増する精神障害に基づく受給者や貧困リスクが高いと指摘される女性の受給者の特徴を明確にしたい<sup>3</sup>。第二に、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行う。

以上を通じて、障害年金や障害者雇用施策の見直しに資するデータを提供し、若干の検討を行いたい。

---

<sup>1</sup> 本研究は平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業[政策科学推進研究事業])「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」の助成により実施された。

<sup>2</sup> 障害年金受給者を含む障害者の所得の状況や障害者の貧困率については、百瀬(2018a)で一定の整理を行った。

<sup>3</sup> 障害者の貧困が女性の障害者に強く表れることを指摘した論文として、臼井・瀬山(2011)が挙げられる。

## 2. 障害年金受給者の生活実態と就労状況

### (1) 使用するデータの説明

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」は、「年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的」として実施される「年金制度基礎調査」のひとつである。調査の対象は、調査年によって老齢年金受給者、障害年金受給者、遺族年金受給者に変更されており、障害年金受給者を対象とした調査は、近年では、2014年と2009年に実施されている。本論文では、主に2014年調査の結果を利用し、補助的に2009年調査の結果も利用している。

2014年調査は、2014年12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の障害年金の受給者を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した23,000人を調査の客体としている。調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収する方法で調査が実施されている。回収数は16,844件、有効回答数は16,769件、回答率は72.9%である。「障害年金受給者実態調査」の主な調査項目は、性別、生年月日、手帳の所持状況、日常生活の状況、治療・療養・介助にかかった費用、就労状況、就労収入、世帯構成や世帯収入の状況、生活保護受給の有無などである。また、同調査の実施に際しては、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報（障害等級、年金額、傷病名、配偶者加給対象者の有無、子の加給対象者数など）も利用されている。本論文では、同調査の個票データおよび同調査に関連して日本年金機構が提供したデータの両方を用いた。

同調査では、制度・障害等級について、「厚生年金1級」は、1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金2級」は、2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金3級」は、3級の障害厚生年金を受給している者、「国民年金1級」は、1級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）、「国民年金2級」は、2級の障害基礎年金を受給している者（障害厚生年金を受給している者を除く）を対象としている。なお、それぞれ昭和60年改正以前（旧法）の受給者を含んでいる。本論文での区分けもそれに従っている。

一方、傷病名については、精神障害、知的障害、呼吸器系結核、腸・腹膜の結核、骨・関節の結核、その他の結核、梅毒、脳血管疾患、視器の疾患・外傷、循環器系の疾患、じん肺症、脊柱の外傷、上肢の外傷、下肢の外傷、その他の外傷、耳の疾患・外傷、脊柱の疾患、関節の疾患、中枢神経系の疾患、呼吸器系の疾患、腎疾患、肝疾患、消化器系の疾患、血液及び造血器の疾患、糖尿病、新生物、その他の分類がある。しかしながら、精神障害、知的障害以外の傷病については、サンプルサイズが小さくなるものが多いため、本論文では、精神障害に基づく受給者を「精神障害」、知的障害に基づく受給者を「知的障害」、精神障害・知的障害以外の内部疾患・外傷・その他に基づく受給者を「身体障害」として、分析を行った。

### (2) 受給者の全般的状況

まず、2014年調査において、国民年金および厚生年金保険の障害年金受給者数を障害種別で見た場合、身体障害が88.6万人、知的障害が45.2万人、精神障害が60.5万人となり、身体障害が最も多くなっている（表1）。障害種別に受給者の年齢構成を確認した場合、身体障害では、60歳以上の高齢の受給者が多いのに対して、知的障害や精神障害では、50歳未満の相対的に若い受給者が多いことが特徴となっている（表2）。そのため、60歳未満の受給者に限定すれば、身体障害が36.5万人、知的障害が37.7万人、精神障害が44.6万人となり、身体障害が最も少なく、精神障害が最も多くなる。

次に、障害年金受給者数を障害等級別に見た場合、厚生年金1級が6.5万人（受給者全体に占める割合は3.3%）、厚生年金2級が18.7万人（9.6%）、厚生年金3級が13.3万人（6.8%）、国民年金1級が65.9万人（33.9%）、国民年金2級が89.9万人（46.3%）となっている（表1）。国民年金1級、国民年金2級の受給者、つまり、障害基礎年金のみの受給者<sup>4</sup>が多いことが分かる。この障害等級の分布は障害種別で大きく異なり、特に身体障害の受給者と比較した場合の精神障害の受給者の特徴として、受給者の中で障害厚生年金を受給している者が少ないこと、厚生年金においても国民年金においても1級に認定される受給者が少ないことの二点が指摘できる（表3）。精神障害の受給者が障害厚生年金の対象となりにくい理由として、外来の精神科初診時の年齢が20歳未満や20歳前後となり、初診日に厚生年金保険に加入していないケースが多いことが考えられる<sup>5</sup>。

2009年調査と比較した場合、全体では、受給者数は14.7万人増加している<sup>6</sup>（表1）。しかしながら、障害種別で見た場合、身体障害の受給者数は1.6万人減少している。受給者の増加は、もっぱら精神障害・知的障害で生じており、精神障害の受給者が10.5万人、知的障害の受給者が5.8万人増加している。また、障害等級で見た場合、国民年金2級の受給者が12.2万人増加しており、他の障害等級に比べて、受給者数の伸びが突出している。その一方で、国民年金1級の受給者は減少傾向にある。

表1 障害年金受給者数（障害等級別・障害種別）

単位：万人

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	90.2	39.4	50.0	179.6	88.6	45.2	60.5	194.3
厚生年金1級	5.9	0.0	0.3	6.2	6.1	0.0	0.4	6.5
厚生年金2級	10.9	0.0	5.5	16.4	11.4	0.0	7.3	18.7
厚生年金3級	7.4	0.0	5.0	12.4	7.3	0.0	6.0	13.3
国民年金1級	37.4	18.6	10.9	66.9	36.4	19.1	10.3	65.9
国民年金2級	28.5	20.8	28.4	77.7	27.4	26.1	36.5	89.9

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

表2 障害年金受給者の年齢階級別構成割合（障害種別）

	計	29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳
計	100.0%	9.5%	14.0%	18.9%	18.7%	22.0%	16.9%
身体障害	100.0%	4.0%	6.8%	11.8%	18.5%	30.6%	28.2%
知的障害	100.0%	23.4%	24.0%	22.4%	13.4%	10.3%	6.4%

<sup>4</sup> 前述したように、「障害年金受給者実態調査」の「国民年金1級」「国民年金2級」は、障害基礎年金を受給している者で障害厚生年金を受給している者を除いた者である。それゆえ、そのほとんどが障害基礎年金のみの受給者であると考えられる。しかし、そのなかには、障害基礎年金だけでなく、障害厚生年金以外の年金、例えば、老齢厚生年金や遺族厚生年金を併給している者も含まれる。

<sup>5</sup> やや古い調査であるが、厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（2003年）によれば、外来の精神障害者の精神科初診時の年齢は、20歳未満が41.0%を占めている。

<sup>6</sup> 障害年金受給者数が増加している要因については、百瀬(2014)を参照。

精神障害	100.0%	7.0%	17.1%	26.7%	22.8%	18.1%	8.2%
------	--------	------	-------	-------	-------	-------	------

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表3 障害年金受給者の障害等級の分布(障害種別)**

	計	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
計	100.0%	3.3%	9.6%	6.8%	33.9%	46.3%
身体障害	100.0%	6.9%	12.9%	8.3%	41.1%	30.9%
知的障害	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.3%	57.7%
精神障害	100.0%	0.6%	12.1%	9.9%	17.1%	60.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

受給者の全般的な状況を男女別に見た場合、男性の受給者106.1万人に対して、女性の受給者88.2万人となっており、男性の受給者の方が多い。男性受給者と比較した場合の女性受給者の特徴として、受給者のなかで精神障害の占める割合がやや高いこと(表4)、受給者のなかで障害厚生年金を受給している者が少ないこと(表5)、70歳以上の高齢の受給者が多いこと(表6)の三点が挙げられる。障害厚生年金を受給するためには、初診日において厚生年金保険の被保険者であることが必要であるが、女性は男性に比べて厚生年金保険加入率が低いため、その要件を満たせない可能性が高い。その結果として、男性に比べて、障害基礎年金のみの受給者が多くなっている。今後、女性の就業率の上昇と厚生年金保険の適用拡大が進めば、この差は縮小していくと思われる。

**表4 障害年金受給者の障害種別受給者割合(男女別)**

	計	身体障害	知的障害	精神障害
男性	100.0%	45.7%	25.1%	29.1%
女性	100.0%	45.5%	21.0%	33.5%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表5 障害年金受給者の障害等級の分布(男女別)**

	計	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
男性	100.0%	4.7%	12.2%	8.2%	31.5%	43.4%
女性	100.0%	1.7%	6.5%	5.2%	36.8%	49.7%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

**表6 障害年金受給者の年齢階級別構成割合(男女別)**

	計	29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳
男性	100.0%	10.3%	14.5%	19.7%	19.7%	22.0%	13.7%
女性	100.0%	8.4%	13.4%	18.0%	17.5%	21.9%	20.8%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

### (3) 受給者の年金額

障害年金受給者の年金額<sup>7</sup>は、国民年金 1 級および国民年金 2 級では、障害種別にかかわらず、ほぼすべての受給者が 1 級であれば老齢基礎年金満額の 1.25 倍、2 級であれば老齢基礎年金満額の年金額を受け取っている（2014 年は 1 級 966,000 円、2 級 772,800 円）。ただし、子の加算がつく場合や 20 歳前傷病による障害基礎年金が所得制限により一部支給停止されている場合など、上記の金額よりも多いあるいは少ない年金額の受給者もいる。

一方で、厚生年金では、障害種別によって年金額の分布が異なる（表 7）。精神障害の受給者では、身体障害の受給者に比べて、同じ障害等級でも、年金額の低い受給者が多い。精神障害の受給者の年金額が低い理由は、身体障害の受給者に比べて、25 年を超える厚生年金保険の被保険者期間を有する者が少なく、従前所得も低い者が多いためである。また、身体障害の受給者に比べて、（年金額の加算の対象となる）有配偶率や 18 歳未満の有子率が低いことも若干影響している。

表 7 障害年金受給者の年金月額分布（障害等級別・障害種別）

		年金月額（万円）										
		～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10 ～ 12	12 ～ 14	14 ～ 16	16 ～ 18	18 ～ 20	20 ～ 22	22 ～	
厚生年金 1 級	身体障害	100.0%	0.0%	0.0%	0.6%	17.6%	23.3%	21.0%	14.7%	10.8%	6.3%	5.6%
	精神障害	100.0%	0.0%	0.0%	4.3%	34.6%	23.1%	12.4%	9.7%	6.8%	3.8%	5.3%
厚生年金 2 級	身体障害	100.0%	0.0%	0.6%	21.9%	29.9%	23.7%	14.4%	6.4%	2.3%	0.6%	0.1%
	精神障害	100.0%	0.0%	1.0%	46.0%	37.7%	8.9%	4.9%	1.3%	0.2%	0.0%	0.0%
厚生年金 3 級	身体障害	100.0%	64.2%	23.5%	8.2%	2.8%	0.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害	100.0%	86.4%	11.4%	1.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

受給者の年金額を男女別に見た場合、国民年金 1 級、国民年金 2 級の年金額は基本的には男女差はない。ただし、子の加算の関係で、男性に比べて、女性の平均年金額の方が若干高い。障害種別では、身体障害では、男性の平均年金額の方が高く、知的障害や精神障害では、女性の平均年金額の方が高い。例えば、国民年金 2 級の女性の精神障害の受給者では、受給者のおよそ 1 割が子の加算を受け取っている。

一方、厚生年金では、身体障害でも精神障害でも、女性の年金額は男性に比べて低い傾向にある。例えば、厚生年金 2 級では、いずれの障害種別でも女性の年金月額は 10 万円未満に偏っている（表 8）。その一方で、男性の受給者では、特に身体障害の場合、年金月額が 12 万円以上の受給者が多くなっている。

<sup>7</sup> 「障害年金受給者実態調査」における年金月額は、障害を事由とする年金の受給額に限定されている。そのため、例えば、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給している場合、老齢厚生年金の年金額はここに含まれない。なお、2009 年調査の年金額は、20 歳前障害の場合の所得制限や他の給付との併給調整等による調整がされる前の金額である。一方、2014 年調査の年金額は、それらの調整がされた後の金額である。そのため、受給者の平均年金額などについて、経時的な比較ができない。

厚生年金で女性の年金月額が低くなるのは、同じ障害種別でも、女性の方が被保険者期間が短く、従前所得も低くなる傾向があるためである。

表8 障害年金受給者（厚生年金2級）の年金月額の分布（男女別・障害種別）

		年金月額（万円）										
		～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～	
男性	身体障害	100.0%	0.0%	0.2%	8.7%	30.7%	29.2%	18.6%	8.6%	3.1%	0.8%	0.2%
	精神障害	100.0%	0.0%	0.2%	36.1%	44.4%	10.7%	6.5%	2.0%	0.2%	0.0%	0.0%
女性	身体障害	100.0%	0.1%	1.8%	59.3%	27.7%	8.3%	2.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害	100.0%	0.0%	2.5%	62.4%	26.5%	6.1%	2.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

#### (4) 受給者の介助の状況

受給者の日常生活の介助の状況を障害種別に確認したのが表9である。前述したように、身体障害の受給者には高齢者が多いため、単純に障害種別で比較した場合、その影響を受けて、身体障害の受給者の方が何らかの介助を要する受給者の割合が高くなる可能性が高い。表9では、その影響を除去するために、集計の対象を20～59歳に限定している。その結果を見れば、身体障害でも、精神障害でも、障害等級が重くなるに従って、一部あるいは全部介助を要する受給者の割合が高くなっている。特に、同じ1級でも、国民年金1級よりも厚生年金1級の受給者で介助を要する受給者がやや多い。一方で、同じ等級であれば、日常生活の介助を要する受給者の割合は、身体障害でも精神障害でも、そこまで大きく変わらない。

表9 障害年金受給者(20~59歳)の日常生活の介助の状況(障害種別・障害等級別)

		身体障害					精神障害				
		厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
移動	一人で出来る	24.5%	72.2%	82.1%	37.5%	69.4%	24.1%	67.6%	79.6%	48.2%	70.4%
	一部介助	36.0%	22.6%	15.4%	25.4%	24.6%	37.6%	21.7%	16.0%	28.0%	21.3%
	全部介助	38.5%	3.3%	1.1%	33.2%	3.7%	31.2%	3.7%	0.8%	16.4%	3.4%
	不明	1.1%	1.9%	1.4%	4.0%	2.3%	7.1%	7.0%	3.6%	7.4%	4.9%
食事	一人で出来る	43.6%	85.5%	92.4%	50.4%	84.7%	32.1%	70.5%	82.7%	56.3%	77.2%
	一部介助	31.0%	12.2%	6.1%	20.2%	12.4%	32.5%	19.0%	12.3%	27.8%	15.9%
	全部介助	24.0%	0.9%	0.4%	25.1%	0.5%	27.7%	3.2%	1.1%	8.5%	1.9%
	不明	1.4%	1.4%	1.1%	4.2%	2.5%	7.7%	7.2%	3.9%	7.4%	5.0%
排せつ	一人で出来る	44.4%	89.2%	94.5%	51.1%	87.8%	34.5%	86.0%	93.8%	63.7%	88.1%
	一部介助	18.2%	7.6%	3.6%	13.0%	7.0%	23.0%	5.5%	2.4%	20.6%	5.9%
	全部介助	35.6%	1.8%	0.7%	32.4%	2.5%	34.0%	1.7%	0.1%	9.7%	0.9%
	不明	1.8%	1.4%	1.2%	3.5%	2.8%	8.5%	6.8%	3.8%	6.0%	5.1%
入浴	一人で出来る	29.8%	72.3%	87.9%	41.8%	74.7%	23.4%	73.9%	89.1%	49.1%	79.3%
	一部介助	22.4%	19.9%	9.1%	15.3%	18.0%	28.1%	16.7%	6.7%	26.5%	13.8%
	全部介助	46.3%	6.3%	1.6%	39.5%	4.5%	40.1%	3.0%	0.2%	18.2%	1.7%
	不明	1.5%	1.4%	1.4%	3.4%	2.8%	8.5%	6.4%	4.0%	6.2%	5.2%
着替	一人で出来る	36.6%	75.8%	87.1%	45.7%	75.9%	30.5%	79.0%	90.9%	53.3%	83.2%
	一部介助	25.0%	19.4%	11.0%	17.1%	19.2%	26.5%	12.7%	5.3%	28.6%	10.7%
	全部介助	36.7%	3.4%	0.7%	33.9%	2.7%	35.3%	1.6%	0.1%	12.1%	1.1%
	不明	1.7%	1.3%	1.2%	3.3%	2.2%	7.7%	6.6%	3.7%	6.0%	5.0%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)より筆者ら集計。

また、治療・療養・介助にかかる月額費用を見た場合、同じ障害等級でも、受給者間の負担額の差は大きい(表10)。ただし、障害等級が重くなるにしたがって、5万円以上の比較的高額の治療・療養・介助費を負担する受給者の割合が高くなっていく。一方、同じ障害等級であれば、身体障害でも、精神障害でも、治療・療養・介助費の分布はあまり変わらない。ただし、厚生年金1級、厚生年金2級、国民年金1級では、精神障害の受給者の方が高額の治療・療養・介助費を負担する受給者の割合が高くなる傾向がある。

少なくとも、精神障害の受給者が、身体障害の受給者に比べて、日常生活の介助を必要としないとか、治療・療養・介助に関する費用負担が軽いということはない。なお、受給者の介助の状況については、男女間での大きな差は確認できなかった。

表10 治療・療養・介助にかかる月額費用別の受給者割合(障害種別・障害等級別)

		治療・療養・介助にかかる月額費用（万円）								
		～0.5	0.5～1	1～5	5～10	10～15	15～20	20～	不明	
身体障害	厚生年金1級	100.0%	19.1%	9.6%	29.6%	19.3%	7.0%	4.1%	5.7%	5.8%
	厚生年金2級	100.0%	28.0%	14.2%	28.8%	10.7%	3.2%	2.1%	5.0%	8.0%
	厚生年金3級	100.0%	30.4%	17.6%	27.2%	8.5%	2.8%	1.8%	3.7%	7.9%
	国民年金1級	100.0%	28.5%	13.3%	25.6%	11.9%	3.8%	1.5%	3.7%	11.8%
	国民年金2級	100.0%	27.5%	15.6%	27.5%	9.5%	3.7%	1.5%	4.3%	10.4%
精神障害	厚生年金1級	100.0%	7.0%	4.1%	22.4%	32.5%	20.2%	3.1%	6.7%	4.0%
	厚生年金2級	100.0%	24.8%	18.0%	24.9%	15.1%	4.2%	1.5%	3.3%	8.1%
	厚生年金3級	100.0%	36.5%	19.3%	23.6%	7.6%	2.4%	1.1%	1.9%	7.6%
	国民年金1級	100.0%	18.1%	11.2%	26.8%	20.3%	5.5%	1.9%	6.1%	10.1%
	国民年金2級	100.0%	32.1%	16.4%	24.4%	10.4%	2.9%	1.2%	3.0%	9.5%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

#### (5) 受給者の就労状況（20～59歳）

障害年金を受給しながら働く者も少なくない。障害年金受給者の就労状況を障害種別および男女別に確認する際には、障害種別では身体障害で、性別では女性で高齢の受給者が多いため、全年齢を集計対象にした場合、この違いが就労状況に影響する。以下では、その影響を除去するために、集計の対象を20～59歳に限定している。

##### 就労率

まず、障害年金受給者の障害等級別の就労率を確認する（表11）。2014年調査では、20～59歳の障害年金受給者の39.4%が就労している。ただし、障害種別に就労率は大きく異なり、身体障害が43.4%、知的障害が52.0%、精神障害が25.7%となっている。同じ障害等級で比較しても、精神障害の受給者の就労率は身体障害に比べて低い。

また、いずれの障害種別においても、障害等級が重くなるほど、就労率は下がる。なお、同じ2級でも、精神障害の受給者では、厚生年金2級の就労率（18.7%）は国民年金2級の就労率（27.3%）よりもかなり低くなっている。

2009年調査と比較した場合、この間の障害者雇用の拡大にあわせて、いずれの障害種別でも、障害年金受給者の就労率が高まっている。



表 11 障害年金受給者（20～59歳）の就労率（障害等級別・障害種別）

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	38.1%	47.9%	18.6%	34.5%	43.4%	52.0%	25.7%	39.4%
厚生年金1級	19.6%	-	-	-	20.7%	-	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	30.5%	45.3%	-	18.7%	31.8%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	43.4%	66.2%	-	39.8%	51.9%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	27.2%	35.2%	31.1%	11.8%	29.8%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	39.7%	49.9%	66.5%	27.3%	45.2%

注1：就労の有無が無回答のサンプルを除く。

注2：知的障害の「厚生年金1級」、「厚生年金2級」、「厚生年金3級」および精神障害の「厚生年金1級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

一方、受給者の就労率を男女別に比較したのが表12である。2014年調査において、20～59歳の男性の受給者の就労率が46.1%であるのに対して、女性の受給者の就労率は30.4%と低い。障害種別を揃えても同じであり、いずれの障害種別においても、女性の就労率は男性を下回る。

表 12 障害年金受給者（20～59歳）の就労率（男女別・障害種別）

	計	身体障害	知的障害	精神障害
男性	46.1%	50.2%	56.2%	32.2%
女性	30.4%	32.7%	45.4%	19.1%

注1：就労の有無が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 就労形態

就労する障害年金受給者の就業形態は、全体として見た場合、福祉事業所等や作業所等の福祉的就労が多い（表13）。ただし、障害種別による違いが大きく、身体障害では就労する20～59歳の受給者の48.6%が常勤の会社員・公務員等で働いている。その一方で、知的障害では大半が、精神障害でも半数は福祉的就労である。精神障害では、臨時・パートの比率も3割程度と高くなっているが、就労する受給者のうち常勤で働く者の割合は1割に満たない。受給者の就労形態を2009年調査と比較した場合、前述したように就労率自体は高まっているものの、常勤で働く者の割合は僅かしか増えておらず、臨時・パート等や福祉事業所等で働く者の割合が増えていることが分かる。

なお、障害等級別に就業形態を見た場合、障害等級が軽くなるほど、常勤で働く者の割合が高まる（表14）。例えば、厚生年金3級であれば、身体障害の場合、20～59歳で就労している受給者うち65%が常勤で働いている。その一方で、同じ厚生年金3級でも、精神障害の場合は、就労している受給者のうち常勤で働く者の割合は14.6%に過ぎない。また、身体障害では、同じ2級でも、厚生年金2級の受給者で

は、国民年金 2 級の受給者よりも、常勤で働く者の割合が高い。2009 年調査でも同じ傾向が確認できている。

**表 13 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（障害種別）**

	2009 年				2014 年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常勤	44.9%	6.6%	6.0%	21.9%	48.6%	8.5%	7.4%	22.2%
臨時・パート等	21.8%	19.5%	28.6%	22.1%	21.4%	16.7%	32.4%	22.2%
福祉事業所等	8.9%	43.8%	22.5%	25.9%	12.9%	47.0%	32.2%	31.5%
作業所等	3.9%	19.3%	23.7%	13.9%	3.7%	22.7%	17.6%	14.8%
自営業主	9.4%	0.8%	2.5%	4.6%	5.1%	0.2%	2.7%	2.5%
家族従業者	3.6%	0.8%	4.3%	2.5%	2.8%	1.0%	3.8%	2.3%
その他	7.4%	9.2%	12.5%	9.1%	5.6%	3.9%	3.9%	4.5%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009 年、2014 年）より筆者ら集計。

表 14 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（障害種別・障害等級別）

		計	常勤	臨時・パート等	福祉事業所等	作業所等	自営業主	家族従業者	その他
身体障害	厚生年金 1 級	100.0%	43.0%	14.4%	10.9%	6.1%	13.8%	3.3%	8.6%
	厚生年金 2 級	100.0%	55.2%	23.2%	6.9%	3.0%	5.7%	2.6%	3.4%
	厚生年金 3 級	100.0%	65.0%	20.0%	4.1%	0.9%	3.7%	2.2%	4.1%
	国民年金 1 級	100.0%	46.2%	16.6%	18.7%	5.1%	5.0%	2.8%	5.7%
	国民年金 2 級	100.0%	39.1%	27.1%	14.7%	4.0%	4.9%	3.2%	7.1%
知的障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 3 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	国民年金 1 級	100.0%	0.9%	3.0%	60.5%	33.5%	0.0%	0.4%	1.7%
	国民年金 2 級	100.0%	11.0%	21.3%	42.5%	19.1%	0.2%	1.2%	4.6%
精神障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	100.0%	8.0%	37.5%	26.5%	14.9%	3.8%	3.8%	5.6%
	厚生年金 3 級	100.0%	14.6%	44.4%	18.6%	9.3%	3.3%	3.6%	6.3%
	国民年金 1 級	100.0%	0.0%	12.6%	47.1%	33.0%	0.0%	3.6%	3.6%
	国民年金 2 級	100.0%	5.9%	30.2%	35.4%	18.9%	2.6%	3.9%	3.1%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：知的障害の「厚生年金 1 級」、「厚生年金 2 級」、「厚生年金 3 級」および精神障害の「厚生年金 1 級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

注 3：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

就労している受給者の就業形態を男女別に確認した場合、どの障害種別でも、男性に比べて女性では、常勤で働く者や自営業主で働く者が少なく、臨時・パート等や福祉事業所等で働く者が多くなっている（表 15）。

表 15 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の就労形態（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常勤	52.8%	11.7%	8.4%	26.1%	38.5%	2.4%	5.7%	14.4%
臨時・パート等	15.7%	16.5%	31.1%	19.6%	34.8%	17.2%	34.7%	27.4%
福祉事業所等	13.1%	43.1%	32.9%	29.7%	12.3%	54.5%	31.0%	35.1%
作業所等	3.6%	23.8%	16.3%	14.6%	4.0%	20.7%	19.6%	15.3%
自営業主	6.7%	0.2%	3.7%	3.4%	1.4%	0.0%	1.1%	0.7%
家族従業者	2.8%	1.1%	3.7%	2.3%	2.8%	0.8%	3.9%	2.3%
その他	5.3%	3.6%	3.9%	4.3%	6.2%	4.5%	4.0%	4.9%

注 1：就労形態が無回答のサンプルを除く。

注 2：「常勤」は常勤の会社員・公務員等、「福祉事業所等」は障害福祉サービス事業所等、「作業所等」は地域活動支援センターおよび小規模作業所。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

### 就労時間

就労している受給者の就労時間も、障害種別により大きく異なる。身体障害では、就労する受給者の過半数が週労働時間 30 時間以上である。さらに、就労する受給者の 27.8%は週労働時間が 40 時間以上となっている。それに対して、知的障害や精神障害では、就労していても、就労時間が短い者が多い。特に精神障害では、就労する受給者の過半数が週労働時間 20 時間未満、33.9%が週労働時間 10 時間未満の短時間就労者である。精神障害で短時間就労者が多い理由として、雇用の場の問題だけでなく、就労時間が長い場合は、そもそも年金を受給できない、あるいは、有期認定の場合、支給が更新されないケースの存在を指摘できる。また、そのことを前提として、受給者が就労時間を調整している可能性も考えらえる。

2009 年調査と比べた場合、障害種別によって多少の違いはあるが、短時間就労者の多い精神障害の受給者が増えたことも影響し、受給者全体で見た場合、20 時間未満で働く者の割合が高まっている。

表 16 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の週労働時間（障害種別）

	2009 年				2014 年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10 時間未満	20.4%	21.1%	33.8%	23.1%	18.7%	22.7%	33.9%	24.1%
10 時間以上 20 時間未満	9.9%	14.3%	24.3%	14.3%	10.6%	17.8%	23.8%	16.8%
20 時間以上 30 時間未満	13.6%	32.3%	24.8%	23.4%	15.2%	32.1%	23.1%	24.1%
30 時間以上 40 時間未満	29.0%	26.5%	12.4%	25.0%	27.7%	22.6%	14.5%	22.3%
40 時間以上	27.2%	5.8%	4.7%	14.3%	27.8%	4.8%	4.8%	12.8%

注 1：週労働時間が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009 年、2014 年）より筆者ら集計。

就労時間を男女別に見た場合、どの障害種別でも、女性の就労時間は男性に比べて短い傾向がある（表 17）。特に、特に週 40 時間以上働く受給者の割合は、女性が男性を大きく下回る。

表 17 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の週労働時間（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10 時間未満	17.0%	21.1%	32.0%	22.2%	22.9%	25.7%	37.2%	27.9%
10 時間以上 20 時間未満	9.7%	17.8%	22.7%	16.0%	12.8%	17.8%	25.8%	18.4%
20 時間以上 30 時間未満	14.5%	32.5%	23.1%	23.7%	17.1%	31.5%	23.0%	24.8%
30 時間以上 40 時間未満	27.5%	22.9%	15.8%	22.9%	28.1%	21.9%	11.9%	21.2%
40 時間以上	31.3%	5.8%	6.3%	15.2%	19.2%	3.1%	2.1%	7.7%

注 1：週労働時間が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

### 就労収入

就労する受給者の年間就労収入を確認した場合、全体としては、100 万円未満となっている者が多い（表 18）。身体障害でも、就労している 20 59 歳の受給者の 35.0%が年間就労収入 100 万円未満であり、過半数が 200 万円未満である。その一方で、400 万円以上が 16.2%、500 万円以上も 8.2%存在する。知的障害や精神障害の受給者では、就労していても 95%以上が年間就労収入 200 万円未満であり、200 万円以上を得ている者はほとんどいない。

精神障害や知的障害の受給者の就労収入が身体障害に比べて低い理由として、常勤で働く者の割合が少ないことが挙げられる。しかしながら、同じ常勤で比較した場合でも、精神障害や知的障害の受給者の就労収入は身体障害に比べて低くなっていることも分かる。

2009年調査と比較した場合、年間就労収入が100万円未満である者の割合は減少傾向にあるが、大きな変化は見られない。障害年金受給者の就労率が上がる一方で、受給者の就労収入はほとんど上がっていない。

なお、障害等級別に見た場合、障害等級が軽くなるほど、就労収入の多い者の割合が高まる（表19）。ただし、精神障害の受給者では、どの障害等級で見ても、就労収入は低い方に固まっている。また、身体障害では、年間就労収入で見た場合、同じ2級であっても、厚生年金2級の受給者の方が国民年金2級の受給者よりも高い金額を得ている者が多い。2009年調査でも同じことが確認できた。

**表18 就労する障害年金受給者（20～59歳）の年間就労収入（障害種別）**

	2009年				2014年			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
100万円未満	36.3%	88.8%	86.3%	67.1%	35.0%	82.7%	83.4%	66.4%
100万円以上 200万円未満	22.4%	10.7%	10.5%	15.4%	23.7%	16.4%	12.1%	17.9%
200万円以上 300万円未満	16.6%	0.5%	2.4%	7.4%	14.2%	0.6%	3.0%	5.9%
300万円以上 400万円未満	11.5%	0.0%	0.4%	4.7%	10.8%	0.1%	1.2%	4.1%
400万円以上 500万円未満	5.7%	0.0%	0.0%	2.3%	8.0%	0.1%	0.1%	2.9%
500万円以上	7.4%	0.0%	0.4%	3.1%	8.2%	0.0%	0.4%	2.9%

注1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2014年）より筆者ら集計。

表 19 就労する障害年金受給者（20 59 歳）の年間就労収入（障害種別・障害等級別）

		計	100 万円 未満	100 万円 以上 200 万円未満	200 万円 以上 300 万円未満	300 万円 以上 400 万円未満	400 万円 以上 500 万円未満	500 万円 以上
身体 障害	厚生年金 1 級	100.0%	41.9%	17.0%	19.2%	7.2%	6.5%	8.1%
	厚生年金 2 級	100.0%	28.3%	19.6%	16.5%	11.4%	12.7%	11.4%
	厚生年金 3 級	100.0%	21.2%	18.6%	15.7%	17.3%	11.2%	15.9%
	国民年金 1 級	100.0%	39.6%	26.2%	14.8%	9.4%	5.0%	5.0%
	国民年金 2 級	100.0%	40.8%	26.8%	11.2%	8.5%	7.2%	5.4%
知的 障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 3 級	-	-	-	-	-	-	-
	国民年金 1 級	100.0%	99.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	国民年金 2 級	100.0%	77.3%	21.5%	0.8%	0.2%	0.2%	0.0%
精神 障害	厚生年金 1 級	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金 2 級	100.0%	81.5%	15.4%	1.8%	1.3%	0.0%	0.0%
	厚生年金 3 級	100.0%	69.9%	22.0%	5.0%	2.0%	0.3%	0.7%
	国民年金 1 級	100.0%	97.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	国民年金 2 級	100.0%	86.1%	9.8%	2.8%	1.0%	0.0%	0.4%

注 1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

注 2：知的障害の「厚生年金 1 級」、「厚生年金 2 級」、「厚生年金 3 級」および精神障害の「厚生年金 1 級」は対象者がいない、または極めて少ないため示していない。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014 年）より筆者ら集計。

就労する受給者の年間就労収入を男女別に比べた場合、女性の受給者では、就労収入が低い者の割合が高い（表 20）。特に、精神障害や知的障害の女性受給者では、20 59 歳で就労していても、約 9 割が年間就労収入 100 万円未満である。

表 20 就労する障害年金受給者（20～59歳）の年間就労収入（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	身体障害	知的障害	精神障害	計	身体障害	知的障害	精神障害	計
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
100万円未満	31.3%	78.1%	79.7%	61.4%	44.1%	91.6%	89.8%	76.6%
100万円以上 200万円未満	21.2%	20.7%	14.1%	19.4%	30.0%	8.0%	8.4%	14.9%
200万円以上 300万円未満	15.2%	0.7%	3.8%	6.7%	11.7%	0.4%	1.4%	4.2%
300万円以上 400万円未満	12.5%	0.2%	1.7%	5.0%	6.8%	0.0%	0.2%	2.2%
400万円以上 500万円未満	9.1%	0.2%	0.1%	3.4%	5.3%	0.0%	0.0%	1.6%
500万円以上	10.7%	0.0%	0.5%	4.0%	2.0%	0.0%	0.1%	0.6%

注1：年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

## (6) 受給者の属する世帯の状況

### 世帯人員数と世帯構成

障害年金受給者の属する世帯の世帯人員数を障害種別、男女別に見たものが表 21 である。障害種別で見えた場合、精神障害の受給者では、身体障害の受給者に比べて、単身世帯の比率がやや高く、2人世帯の比率がやや低い。また、世帯人員数の分布は、男女間であまり変わらない。

ただし、世帯の構成は障害種別や男女別で大きく異なる（表 22）。まず、精神障害や知的障害の受給者では、親（あるいは、親とそれ以外の同居者）と同居する者が多い一方で、身体障害の受給者では、配偶者（あるいは、配偶者とそれ以外の同居者）と同居する者が多い。

男女別に見た場合、女性の方が配偶者との同居率がやや高く、親との同居率がやや低い。特に精神障害では、女性の受給者の配偶者との同居率は、男性の受給者に比べて顕著に高い。また、18歳未満の子との同居率は、男性では身体障害で最も高く、女性では精神障害で最も高いという違いがある。



表 21 障害年金受給者の世帯人員数別構成割合（男女別・障害種別）

		世帯人員数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不明	
男性	計	100.0%	23.7%	27.0%	23.9%	12.6%	5.7%	3.7%	3.5%
	精神障害	100.0%	25.8%	27.3%	26.7%	11.0%	4.2%	2.0%	3.1%
	知的障害	100.0%	28.5%	13.8%	24.8%	15.3%	8.0%	4.2%	5.5%
	身体障害	100.0%	19.7%	34.1%	21.6%	12.2%	5.4%	4.5%	2.6%
女性	計	100.0%	23.3%	30.1%	22.6%	11.7%	4.8%	4.0%	3.4%
	精神障害	100.0%	23.1%	27.4%	27.4%	11.7%	4.1%	3.3%	3.1%
	知的障害	100.0%	28.7%	17.5%	22.5%	15.5%	5.9%	5.7%	4.2%
	身体障害	100.0%	21.1%	38.0%	19.0%	9.9%	4.9%	3.8%	3.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

表 22 障害年金受給者の属する世帯の世帯構成（男女別・障害種別）

		男性				女性				
		計	精神障害	知的障害	身体障害	計	精神障害	知的障害	身体障害	
同居者	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	本人のみ	24.4%	26.2%	29.4%	20.4%	23.9%	23.3%	29.4%	21.7%	
	配偶者のみと同居	13.0%	5.7%	0.7%	24.4%	16.4%	11.7%	2.4%	26.3%	
	子のみと同居		1.4%	1.0%	0.7%	2.0%	5.2%	5.4%	1.2%	6.9%
		18歳未満子なし	0.9%	0.4%	0.3%	1.5%	3.6%	2.5%	0.9%	5.7%
		18歳未満子あり	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	1.5%	2.8%	0.3%	1.2%
	親のみと同居	20.8%	30.8%	25.3%	12.0%	15.3%	20.7%	23.8%	7.4%	
	兄弟姉妹のみと同居	3.0%	4.1%	4.1%	1.7%	2.8%	3.0%	4.7%	1.8%	
	配偶者、子と同居		9.5%	4.3%	0.6%	17.7%	9.4%	9.4%	1.0%	13.3%
		18歳未満子なし	5.7%	1.7%	0.3%	11.2%	6.0%	4.9%	0.3%	9.5%
		18歳未満子あり	3.8%	2.6%	0.3%	6.4%	3.4%	4.5%	0.7%	3.8%
	配偶者、親と同居	1.3%	0.9%	0.3%	2.0%	1.2%	1.3%	0.4%	1.5%	
	子、親と同居		0.7%	1.0%	0.7%	0.6%	0.9%	1.6%	0.6%	0.5%
		18歳未満子なし	0.6%	0.9%	0.7%	0.4%	0.6%	1.1%	0.3%	0.2%
		18歳未満子あり	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%
	親、兄弟姉妹と同居	11.2%	13.2%	20.6%	4.8%	8.8%	10.6%	16.6%	3.9%	
配偶者、子、親と同居		1.5%	1.0%	0.1%	2.6%	1.2%	1.2%	0.3%	1.7%	
	18歳未満子なし	0.9%	0.6%	0.1%	1.7%	0.7%	0.6%	0.3%	1.0%	
	18歳未満子あり	0.5%	0.4%	0.0%	0.9%	0.6%	0.7%	0.0%	0.7%	
その他	9.8%	8.9%	12.0%	9.1%	11.5%	8.8%	15.6%	11.6%		
不明	3.4%	2.9%	5.5%	2.5%	3.4%	3.1%	4.1%	3.3%		

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 世帯収入

障害年金受給者の属する世帯の主な収入を見たものが表 23 である。障害種別や性別にかかわらず、主な世帯収入として自己の年金のみを挙げる者、あるいは、自己の年金と他の収入の組み合わせを挙げる者が多い。受給者本人だけでなく、受給者の属する世帯でも、年金収入が世帯収入の大きな柱になっていることが分かる。

精神障害の受給者では、身体障害の受給者と比較した場合、年金以外の主な収入として、父母の収入や生活保護費を挙げる受給者が多く、労働収入や配偶者の収入を挙げる受給者が少ない。また、男女別に見た場合、女性の受給者では、男性の受給者に比べて、配偶者の収入が主な収入の一つになっていることが多い。

表 23 障害年金受給者の属する世帯の主な収入（男女別・障害種別）

	男性				女性			
	計	精神障害	知的障害	身体障害	計	精神障害	知的障害	身体障害
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自己の労働収入	2.7%	0.5%	1.4%	4.8%	0.9%	0.4%	0.8%	1.4%
自己の年金	28.3%	24.1%	26.9%	31.7%	25.8%	22.1%	28.8%	27.2%
配偶者の収入	0.8%	0.8%	0.4%	1.1%	6.3%	6.4%	1.5%	8.4%
子供の収入	0.5%	0.2%	0.3%	0.8%	1.3%	0.4%	0.1%	2.4%
父母の収入	9.6%	11.3%	17.7%	4.0%	8.9%	9.9%	18.8%	3.6%
財産収入	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%
生活保護費	1.6%	3.0%	1.5%	0.8%	1.5%	1.9%	2.0%	1.0%
その他	1.8%	2.3%	2.6%	1.1%	2.6%	2.6%	3.8%	2.1%
自己の労働収入と年金	9.2%	6.4%	8.2%	11.5%	4.0%	3.3%	6.0%	3.7%
自己の労働収入と配偶者の収入	1.2%	0.4%	0.1%	2.4%	0.9%	0.5%	0.0%	1.7%
自己の労働収入と子供の収入	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
自己の年金と配偶者の収入	7.6%	4.7%	0.5%	13.4%	14.9%	12.7%	2.4%	22.3%
自己の年金と子供の収入	1.5%	0.4%	0.1%	3.1%	3.0%	1.1%	0.6%	5.4%
自己の年金と父母の収入	13.7%	21.4%	18.7%	6.1%	10.6%	15.1%	17.2%	4.3%
自己の年金と財産収入	1.0%	1.2%	0.3%	1.2%	0.5%	0.8%	0.2%	0.4%
自己の年金と生活保護費	2.9%	5.7%	1.9%	1.8%	3.9%	6.7%	3.0%	2.3%
配偶者の収入と子供の収入	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.6%	0.6%	0.0%	1.0%
その他の組み合わせ	7.7%	9.3%	8.5%	6.2%	6.4%	7.8%	6.9%	5.1%
不明	9.3%	8.0%	11.1%	9.2%	7.5%	7.6%	7.9%	7.2%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

身体障害と精神障害の受給者について、受給者の属する世帯の年間収入額を障害等級別に見たものが表 24 である。いずれの障害種別においても、厚生年金では障害等級が軽くなるほど、国民年金では障害等級が重くなるほど、世帯収入の少ない世帯の割合が高まる傾向がある。ただし、身体障害の厚生年金 3 級の受給者では、世帯収入の多い世帯も少なくない。

一方、同じ障害等級で比べた場合、明らかに精神障害の受給者の属する世帯の方が、世帯収入が低くなる傾向がある。特に、精神障害の厚生年金 3 級や国民年金 1 級で世帯年収が 100 万円未満の極めて低収入の世帯が多い。

世帯収入を男女別に見た場合、身体障害の受給者では、女性の受給者で世帯年収 100 万円未満が多いという違いはある<sup>8</sup>が、男女間で世帯年収の分布に大きな違いはない（表 25）。これまで確認してきたよ

<sup>8</sup> 女性の身体障害の受給者において、世帯年収 100 万円未満が多いのは、女性の身体障害の受給者の 22.4% が 75 歳以上であることが影響していると考えられる。

うに、受給者本人の年金額や就労収入は男性に比べて女性の方が明らかに低い。にもかかわらず、世帯年収で見た場合、男女間の差がほとんど観察されないのは、女性の受給者の属する世帯では、配偶者を中心に他の世帯員の収入が男性の受給者の属する世帯に比べて多いためと考えられる。

表 24 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額（障害種別・障害等級別）

		世帯の年間収入額（万円）									
		～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	
身体障害	厚生年金1級	100.0%	4.7%	29.7%	26.4%	15.2%	7.9%	4.3%	3.9%	2.0%	6.0%
	厚生年金2級	100.0%	7.6%	32.6%	20.6%	12.6%	8.1%	6.2%	3.9%	4.0%	4.4%
	厚生年金3級	100.0%	14.9%	18.7%	15.4%	15.4%	10.1%	7.2%	6.6%	6.8%	5.0%
	国民年金1級	100.0%	26.0%	25.5%	16.4%	9.6%	4.7%	4.2%	2.9%	2.2%	8.5%
	国民年金2級	100.0%	18.7%	26.5%	20.0%	9.9%	7.6%	3.7%	4.0%	2.2%	7.5%
精神障害	厚生年金1級	100.0%	14.8%	32.6%	23.1%	13.5%	3.9%	3.7%	1.1%	0.5%	6.8%
	厚生年金2級	100.0%	14.2%	42.8%	18.1%	9.3%	5.2%	3.0%	1.4%	1.1%	5.0%
	厚生年金3級	100.0%	30.3%	28.9%	17.3%	8.4%	4.2%	1.9%	1.9%	0.9%	6.1%
	国民年金1級	100.0%	36.9%	19.8%	15.4%	8.5%	4.5%	1.6%	2.1%	1.1%	10.1%
	国民年金2級	100.0%	26.9%	25.9%	15.6%	9.9%	5.9%	2.7%	2.3%	1.7%	8.9%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

表 25 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額（男女別・障害種別）

		世帯の年間収入額（万円）									
		～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	
男性	計	100.0%	23.7%	26.6%	16.4%	10.2%	5.5%	3.8%	3.3%	2.8%	7.8%
	身体障害	100.0%	16.3%	28.2%	19.0%	11.7%	6.2%	5.0%	3.7%	3.3%	6.5%
	知的障害	100.0%	32.9%	19.2%	12.3%	9.3%	5.3%	3.7%	3.9%	3.5%	9.9%
	精神障害	100.0%	27.3%	30.4%	16.0%	8.6%	4.4%	1.9%	2.0%	1.4%	8.0%
女性	計	100.0%	26.4%	23.4%	16.4%	10.0%	6.3%	3.6%	3.0%	2.1%	8.8%
	身体障害	100.0%	22.3%	24.3%	18.2%	10.0%	7.3%	3.9%	3.8%	2.1%	8.1%
	知的障害	100.0%	33.8%	20.4%	12.8%	9.2%	3.8%	3.6%	2.8%	3.1%	10.6%
	精神障害	100.0%	27.5%	23.9%	16.2%	10.4%	6.4%	3.2%	2.2%	1.5%	8.7%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### (7) 生活保護併給と相対的貧困の状況

障害年金を受給している場合でも、最低限度の生活を営めない場合は、生活保護を併給することが可能である。障害年金受給者の生活保護の受給状況を障害種別、障害等級別に見た場合、いずれの障害種別でも、障害等級が軽くなるほど、生活保護との併給者が多くなる（表 26）。また、同じ障害等級で比べた場

合、身体障害や知的障害の受給者よりも、精神障害の受給者で生活保護との併給が多い。特に、精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者は、少なくとも、その 12-13%が生活保護を併給している。なお、生活保護の併給状況については、男女間でほとんど差は見られなかった。

表 26 障害年金受給者の生活保護の受給状況

		生活保護を受けている	生活保護を受けていない	不明
身体障害	厚生年金 1 級	1.1%	96.0%	2.9%
	厚生年金 2 級	2.7%	95.2%	2.1%
	厚生年金 3 級	5.3%	93.0%	1.7%
	国民年金 1 級	3.9%	92.4%	3.7%
	国民年金 2 級	4.5%	93.0%	2.6%
知的障害	国民年金 1 級	2.5%	92.2%	5.3%
	国民年金 2 級	8.2%	88.5%	3.2%
精神障害	厚生年金 1 級	2.2%	93.6%	4.2%
	厚生年金 2 級	6.4%	90.3%	3.3%
	厚生年金 3 級	12.3%	85.9%	1.7%
	国民年金 1 級	5.8%	88.9%	5.3%
	国民年金 2 級	13.0%	83.7%	3.3%

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014 年)より筆者ら集計。

最後に、障害年金受給者の貧困の状況を確認したい。貧困の状況を確認する方法として、可処分所得ベースの相対的貧困率を推計する方法がある。しかし、「障害年金受給者実態調査」で入手できるデータは、世帯の可処分所得ではなく、世帯の年間収入である。また、この世帯収入についても、正確な金額ではなく、自己申告の大まかな数値でしか分からない。そのため、相対的貧困率の推計は不可能であるが、本稿では、可処分所得ベースの貧困線を参考にして、単身世帯で世帯収入 100 万円未満、2 人世帯で 150 万円未満、3 人世帯～5 人世帯で 200 万円未満、6 人以上世帯で 300 万円未満の世帯を貧困状態にあると捉え、そうした貧困状態にある者の割合を(疑似)貧困率と定義し、推計を行った。その結果が表 27 である。

この結果を見る限り、障害年金受給者全体では、貧困状態にあると思われるものは 40.6%に達する。貧困状態にあり、かつ、生活保護を併給する受給者が 3.7%いるため、貧困状態にあると思われる年金受給者のうち、1 割は生活保護を同時に受給している。しかし、その多くは、生活保護を受けずに、非常に低い世帯収入で家計をやりくりしていると考えられる。特に、精神障害や知的障害の受給者、65 歳以上の受給者が貧困状態に陥りやすくなっている。そのなかでも、厚生年金 3 級や国民年金の精神障害の受給者、45 歳以上の知的障害の受給者の(疑似)貧困率は極めて高い。前者については、精神障害者の年金額の低さと就労の困難さ、後者については、知的障害者の親なき後問題を端的に示したものと言える。

表 27 障害年金受給者の（疑似）貧困率と生活保護の受給状況

		(疑似)貧困率				貧困状態かつ生活保護併給の割合			
		身体 障害	知的 障害	精神 障害	計	身体 障害	知的 障害	精神 障害	計
計	計	34.0%	48.0%	45.1%	40.6%	1.9%	4.2%	6.0%	3.7%
	20～44歳	25.9%	38.3%	36.1%	34.7%	0.7%	3.0%	3.7%	2.7%
	45～64歳	31.0%	61.8%	48.2%	42.2%	2.5%	5.3%	7.2%	4.6%
	65歳以上	40.1%	68.0%	59.1%	45.9%	1.7%	8.6%	8.7%	3.6%
厚生年金 1級	計	16.8%	-	28.6%	17.5%	0.5%	-	1.5%	0.6%
	20～44歳	13.8%	-	28.0%	14.9%	0.0%	-	2.5%	0.2%
	45～64歳	16.9%	-	28.4%	17.6%	0.5%	-	0.5%	0.5%
	65歳以上	17.3%	-	29.1%	17.9%	0.7%	-	2.5%	0.8%
厚生年金 2級	計	22.2%	-	34.7%	27.0%	0.9%	-	2.7%	1.6%
	20～44歳	21.2%	-	31.7%	28.2%	0.0%	-	2.7%	1.8%
	45～64歳	21.6%	-	33.6%	26.2%	1.1%	-	2.1%	1.5%
	65歳以上	23.4%	-	45.9%	28.2%	0.6%	-	5.2%	1.5%
厚生年金 3級	計	25.5%	-	50.1%	36.5%	2.7%	-	7.4%	4.8%
	20～44歳	17.9%	-	45.2%	36.8%	0.7%	-	5.5%	4.0%
	45～64歳	23.1%	-	51.9%	34.3%	2.2%	-	8.2%	4.6%
	65歳以上	43.5%	-	64.9%	48.5%	6.4%	-	12.0%	7.7%
国民年金 1級	計	42.2%	51.2%	53.6%	46.5%	2.0%	2.1%	4.2%	2.3%
	20～44歳	29.0%	39.6%	41.0%	35.9%	1.0%	0.2%	1.3%	0.6%
	45～64歳	44.1%	66.5%	58.2%	52.4%	2.8%	2.3%	6.7%	3.4%
	65歳以上	46.9%	69.0%	59.7%	51.1%	1.8%	9.6%	3.7%	2.9%
国民年金 2級	計	34.7%	45.6%	44.2%	41.7%	2.3%	5.8%	7.1%	5.2%
	20～44歳	25.2%	37.5%	34.5%	34.7%	0.6%	4.8%	4.0%	3.9%
	45～64歳	31.2%	58.3%	49.1%	45.8%	3.7%	7.6%	8.5%	6.9%
	65歳以上	40.5%	66.9%	62.3%	48.1%	1.8%	7.4%	13.2%	4.9%

注1：世帯総収入、世帯人員数、生活保護の受給状況のいずれかが無回答の場合を除いたサンプルで集計。

注2：貧困状態や（疑似）貧困率の定義は本文参照。

出所：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2014年）より筆者ら集計。

### 3．障害年金受給者の就労状況に関する回帰分析

本節では、障害年金受給者の就労率や就労収入に影響を与える要因について、性別、年齢などの個人の基本的な属性、障害の程度・種別、障害年金の受給額、家族の有無の違いに着目した多変量回帰分析を行う。特に、年金額が就労状況に与える影響を検証する。

#### (1) 分析に用いるデータ

本節の分析に用いるデータは、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年)の個票データである<sup>9</sup>。分析対象は、20～59歳の身体障害(1～3級)および精神障害(2級、3級)の障害厚生年金受給者である。本節の分析は年金額が就労状況に及ぼす影響を明らかにすることが主眼であるため、受給額がほぼ一定である障害基礎年金のみの受給者<sup>10</sup>は分析対象から除外している。また、知的障害の障害厚生年金受給者および精神障害の1級の厚生年金受給者は、サンプルにほぼ、あるいは全く含まれていないため、分析対象から除外している。

また、以下の客体はサンプルから除外している<sup>11</sup>。

就労の有無が無回答の場合

就労しているが年間就労収入額が無回答の場合

移動介助の必要度に関する設問が無回答の場合

最終的なサンプルの大きさは4,711である。

#### (2) 推定モデル

推定するモデルは、サンプルセレクションを考慮した順序プロビットモデル(ordered probit model with sample selection)である。このモデルは、アウトカムが順序変数であり、かつセレクション・バイアスが存在する場合に適したものである<sup>12</sup>。今回用いたデータセットでは就労収入が順序変数であることから<sup>13</sup>、また、就労収入は就労している場合にのみ観察される変数であり、就労の有無によるセレクション・バイアスが生じることが予想されることから<sup>14</sup>、このモデルを採用した。

---

<sup>9</sup> 「障害年金受給者実態調査」では、2009年調査と2014年調査で障害年金受給額の定義が異なるため、本節の分析では2014年のデータのみを用いる。

<sup>10</sup> 子の人数に応じた加算や、20歳前障害で基準以上の所得がある場合の減額措置、他の種類の年金との併給調整による減額措置がある。しかし、こうした加算や減額の対象となるのは20～59歳の障害基礎年金のみ受給者のうち5.4%に過ぎない。

<sup>11</sup> これにより、分析対象サンプル(20～59歳の身体障害(1～3級)および精神障害(2級、3級)の障害厚生年金受給者)から6.2%の客体が除外される。

<sup>12</sup> サンプルセレクションを考慮した順序プロビットモデル(ordered probit model with sample selection)の詳細な説明は、De Luca and Perotti (2011)を参照されたい。

<sup>13</sup> 「障害年金受給者実態調査」では、就労収入に関する設問がカテゴリーからの選択式である。

<sup>14</sup> なお、実際にセレクション・バイアスがあるかどうかは、逆ミルズ比 $\rho$ を用いて判断することができる。 $\rho = 0$ であるという仮説が棄却された場合に、セレクション・バイアスがあると判断できる。なお、推定結果からは、全体の分析と身体障害のみの分析においては $\rho = 0$ であるという仮説が棄却され、実際にセレクトシ

なお、推定に際しては、障害等級、年齢階級、男女別に回収率に応じた重み付けがなされている。また、推定はサンプル全体を用いた分析の他、身体障害のみ、精神障害のみの分析もそれぞれ行った。

回帰分析に用いた変数の定義は表 28、基本統計量は表 29 に示している。

表 28 変数の定義

変数名	定義
就労有無	就労 = 1、非就労 = 0 のダミー変数。
年間就労収入階級	1 年間の就労収入の順序変数。 「1」: 100 万円未満 「2」: 100 万円以上 200 万円未満 「3」: 200 万円以上 300 万円未満 「4」: 300 万円以上 400 万円未満 「5」: 400 万円以上 500 万円未満 「6」: 500 万円以上
障害年金受給額 (万円)	1 年間の障害年金受給額。
精神障害ダミー	精神障害 = 1、身体障害 = 0 のダミー変数。
障害年金の等級	2 級の基準としたカテゴリー変数。
年齢	調査客体の年齢。
女性ダミー	女性 = 1、男性 = 0 のダミー変数。
有配偶ダミー	配偶者あり = 1、配偶者なし = 0 のダミー変数。
同居親有りダミー	同居の親あり = 1、その他 = 0 のダミー変数。
子ありダミー	18 歳未満の子あり = 1、なし = 0 のダミー変数。
移動介助の必要ダミー	移動介助が必要 = 1、移動介助が不要 = 0 のダミー変数。

ン・バイアスがあると判断できるが、精神障害のみの分析においてはこの仮説が棄却されず、セレクション・バイアスがあるとはいえない推定結果となっている。



表 29 基本統計量

変数名	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
就労の有無	4,711	0.36	0.48	0	1
年間就労収入階級	1,695	2.36	1.63	1	6
障害年金受給額（万円）	4,711	103.98	42.80	58.0	273.3
精神障害ダミー	4,711	0.42	0.49	0	1
障害年金の等級（基準：2級）					
1級	4,711	0.21	0.41	0	1
3級	4,711	0.44	0.50	0	1
年齢	4,711	48.40	7.99	23	59
女性ダミー	4,711	0.49	0.50	0	1
有配偶ダミー	4,711	0.40	0.49	0	1
女性ダミー×有配偶ダミー	4,711	0.18	0.39	0	1
同居親ありダミー	4,711	0.39	0.49	0	1
子ありダミー	4,711	0.17	0.37	0	1
移動介助の必要ダミー	4,711	0.34	0.47	0	1

### (3) 推定結果

推定結果の一覧は表 30 に示している。

#### 第 1 段階（就労の有無に関する二値変数を被説明変数とする式）の推定結果

まず、障害年金受給額については、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。次に、障害の種類や程度については、精神障害は身体障害よりも、また障害の等級が上がるほど、就労率は有意に低くなることが観察された。年齢の係数は有意に負であり、年齢が上がるほど就労率は下がるということが観察された。

また、性別および配偶者の有無の影響についてみると、女性ダミーの係数は有意でなく、有配偶ダミーの係数は有意に正、女性ダミーと有配偶者ダミーの交差項は有意に負であると推定された。ここから、単身者では男女間の就労率の有意差が観察されない一方、既婚者では女性が男性よりも有意に就労率が低いことが分かる。また、男性は既婚者の方が単身者より有意に就労率が高い一方、女性は既婚者の方が単身者より就労率が低い（有配偶者ダミーと女性ダミー×有配偶ダミーの係数の合計が-0.52～-0.22）と言える。

その他、同居の親がいる場合には就労率が有意に低下すること（精神障害のみの推定では有意でない）が確認された。18歳未満の子がいることについては、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。

#### 第 2 段階（就労収入に関する順序変数を被説明変数とする式）の推定結果

まず、障害年金受給額の係数は有意に正であることが推定され、障害年金受給額が高いほど就労収入も高いことが観察された。次に、障害の種類や程度については、精神障害は身体障害よりも、また障害の等級が上がるほど、就労収入は有意に低いことが観察された。年齢の有意な影響は観察されなかった。

また、性別および配偶者の有無の影響については、女性ダミーの係数が有意に負、有配偶ダミーの係数

が有意に正(ただし、精神障害のみの推定では有意でない)、女性ダミーと有配偶者ダミーの交差項の係数は有意でない。ここから、配偶者の有無によらず男性より女性の方が就労収入が低いこと、男女ともに有配偶者の方が就労収入が多いことが分かる。ただし、有配偶女性の就労率が低いため有配偶者女性の特徴が十分に観察されていない可能性も考えられる。また、精神障害のみの分析では、配偶者の有無による就労収入の違いは観察されなかった。

その他、同居の親や18歳未満の子がいることについては、就労率に対する有意な影響が観察されなかった。ただし、精神障害のみの推定では、18歳未満の子がいる場合に就労収入が有意に高いことが観察された。

なお、推定結果に基づいて障害年金受給額の就労収入に対する平均限界効果を推定したところ、次の結果が得られた(図1)。まず、全体の推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率は0.5%低下する一方、「300万円以上400万円未満」である確率は0.1%、「400万円以上500万円未満」である確率も0.1%、「500万円以上」である確率は0.3%上昇すると推定された。

また、身体障害のみの推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率が0.4%、「100万円以上200万円未満」である確率が0.1%低下する一方、「400万円以上500万円未満」である確率は0.1%、「500万円以上」である確率は0.4%上昇すると推定された。

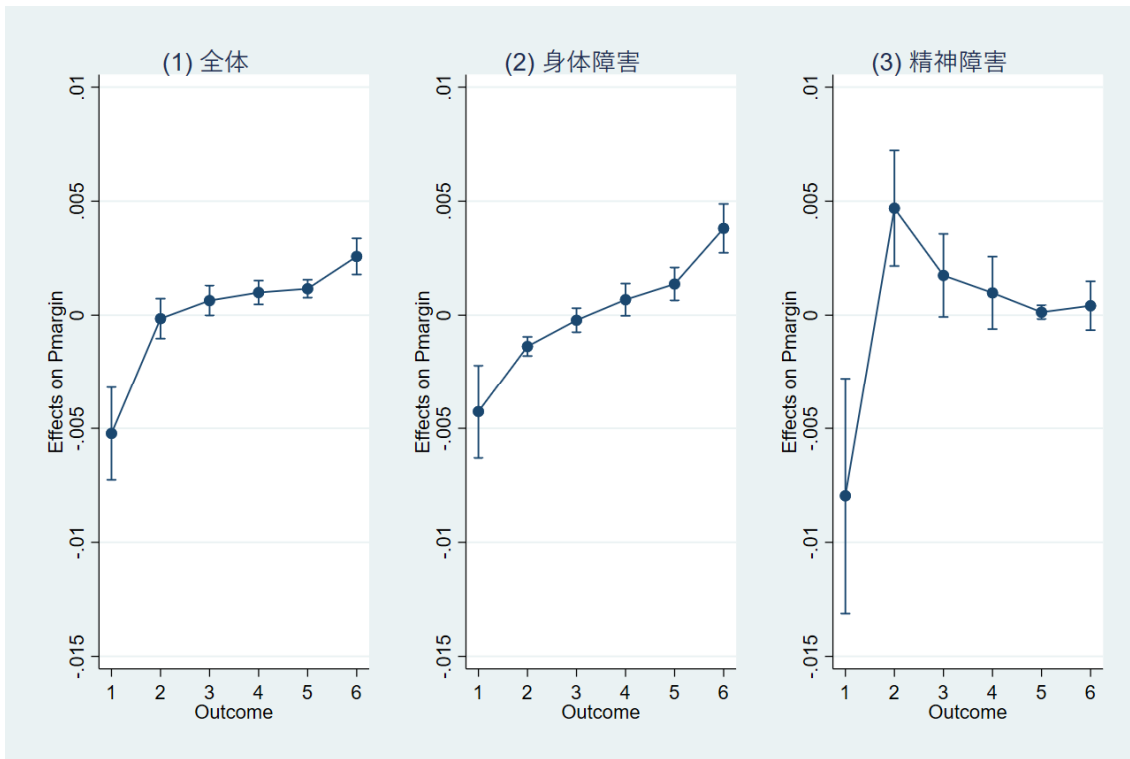
精神障害のみの推定では、障害年金受給額が1万円上がると年間就労収入が「100万円未満」である確率が0.1%低下する一方、「100万円以上200万円未満」である確率は0.5%上昇すると推定された。なお、「200万円以上300万円未満」、「300万円以上400万円未満」、「400万円以上500万円未満」、「500万円以上」である確率に対する障害年金受給額の有意な影響は観察されなかったが、これは精神障害の場合に年間就労収入が200万円以上であるケースがかなり少ないためであると考えられる。

表 30 推定結果

	全体	身体障害	精神障害		全体	身体障害	精神障害
【第1段階】被説明変数：就労の有無				【第2段階】被説明変数：年間就労収入階級			
障害年金受給額（万円）	0.000	0.001	-0.004	障害年金受給額（万円）	0.017 ***	0.016 ***	0.026 ***
	[0.002]	[0.002]	[0.004]		[0.003]	[0.003]	[0.008]
精神障害ダミー	-0.698 ***			精神障害ダミー	-0.934 ***		
	[0.053]				[0.151]		
障害年金の等級（基準：2級）				障害年金の等級（基準：2級）			
1級	-0.404 ***	-0.384 ***		1級	-0.610 **	-0.584 **	
	[0.092]	[0.103]			[0.219]	[0.199]	
3級	0.530 ***	0.586 ***	0.397 +	3級	1.197 ***	1.168 ***	1.911 **
	[0.110]	[0.134]	[0.230]		[0.322]	[0.290]	[0.586]
年齢	-0.023 ***	-0.033 ***	-0.014 **	年齢	-0.001	0.002	-0.011
	[0.003]	[0.005]	[0.004]		[0.004]	[0.005]	[0.008]
女性ダミー	0.019	0.060	-0.015	女性ダミー	-0.261 **	-0.198 +	-0.439 ***
	[0.057]	[0.090]	[0.074]		[0.081]	[0.115]	[0.132]
有配偶ダミー	0.604 ***	0.741 ***	0.362 **	有配偶ダミー	0.271 *	0.336 **	0.109
	[0.070]	[0.089]	[0.126]		[0.127]	[0.129]	[0.199]
女性ダミー × 有配偶ダミー	-0.949 ***	-0.957 ***	-0.884 ***	女性ダミー × 有配偶ダミー	-0.113	-0.204	-0.276
	[0.091]	[0.125]	[0.152]		[0.193]	[0.200]	[0.383]
同居親ありダミー	-0.105 *	-0.116 +	-0.108	同居親ありダミー	-0.078	-0.072	-0.156
	[0.050]	[0.070]	[0.073]		[0.066]	[0.080]	[0.127]
子ありダミー	0.096	0.095	0.043	子ありダミー	0.113	0.073	0.426 *
	[0.067]	[0.086]	[0.115]		[0.102]	[0.115]	[0.174]
移動介助の必要ダミー	-0.707 ***	-0.931 ***	-0.375 ***	N	1,695	1,110	585
	[0.058]	[0.074]	[0.084]				
定数項	1.053 ***	1.331 ***	0.336				
	[0.249]	[0.308]	[0.457]				
cut1	1.327 *	1.435 **	3.188 **				
	[0.566]	[0.551]	[1.111]				
cut2	1.958 **	1.986 ***	4.186 ***				
	[0.597]	[0.570]	[1.140]				
cut3	2.407 ***	2.443 ***	4.698 ***				
	[0.622]	[0.588]	[1.154]				
cut4	2.836 ***	2.878 ***	5.240 ***				
	[0.649]	[0.608]	[1.219]				
cut5	3.285 ***	3.349 ***	5.369 ***				
	[0.676]	[0.629]	[1.257]				
逆ミルズ比	-0.512 *	-0.476 **	-0.159				
	[0.217]	[0.175]	[0.409]				
N	4,711	2,716	1,995				

（注）有意水準：+ 0.1 \* 0.05 \*\* 0.01 \*\*\* 0.001。括弧内は標準誤差。

図1 障害年金受給額の平均限界効果



#### 4. おわりに

本稿では、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用して、障害年金受給者の生活実態と就労状況を確認してきた。主な結果は以下のようにまとめられる。

##### 障害年金と貧困

多くの受給者世帯において、障害年金は収入の柱の一つになっており、その存在は、受給者が貧困状態に陥ることを防いでいる。しかしながら、全般的に見て、障害年金を受給していても、貧困状態に陥ったり、生活保護を同時に受けたりする者は少なくない。特に、精神障害の受給者や知的障害の受給者は、年金額も就労収入も低くなりやすいため、その傾向が顕著に見られた。

##### 精神障害による障害年金受給者の特徴

障害年金受給者数は全体として増加しているものの、身体障害による受給者は減少傾向にあり、精神障害による受給者の増加が全体の増加を牽引している。障害等級では、国民年金2級の受給者の伸びが目立つ。

同じ受給者であっても、精神障害と身体障害の受給者では、受給者実態が大きく異なっている。精神障害の受給者では、障害厚生年金を受給している者が少なく、厚生年金でも国民年金でも1級に認定される者が少ない。そのため、身体障害の受給者に比べて、年金額が低い者が多い。さらに、厚生年金では、同じ障害等級であっても、身体障害の受給者よりも、年金額が低くなる傾向がある。また、高齢の受給者が大半を占める身体障害と比べて、精神障害では50歳未満の比較的若い受給者が多い。しかしながら、

精神障害による受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低くなっている。その一方で、日常生活の介助の状況や治療・療養・介助にかかる費用については、障害種別による大きな違いは見られなかった。精神障害の受給者であっても、身体障害の受給者と同じように、日常生活の介助やそのための経費を要している。

受給者の属する世帯の構成では、精神障害では、身体障害に比べて、単身者の比率がやや高く、同居者がいる場合は、配偶者よりも、親（あるいは、親とそれ以外の同居者）と同居する者が多い。受給者世帯の収入の中心は年金であるが、精神障害の受給者がいる世帯では、年金以外の世帯収入として、（就労収入や配偶者の収入よりも）父母の収入や生活保護費が主な収入となることが多い。それでも、精神障害の受給者のいる世帯の収入は、身体障害の受給者のいる世帯に比べて、明らかに低い。結果として、精神障害による受給者では、貧困状態に陥っている者が多く、生活保護との併給率も高くなっている。

### 女性の障害年金受給者の特徴

障害年金受給者の45%を占める女性の受給者は、男性の受給者に比べて、障害厚生年金の受給者が少ない。また、障害厚生年金を受給している場合でも、年金月額が低くなる傾向がある。

また、就労状況については、男性に比べて、女性の受給者の就労率は低く、働いている場合も常勤で働く者が少なく、就労時間も短く、就労収入も低くなっている。特に、精神障害や知的障害の女性の受給者では、就労していても、そのほとんどが年間就労収入100万円未満である。

就労状況の男女差について、配偶状況を考慮した場合、単身者では、就労の有無に関する男女差が明確でないのに対して、既婚者では、女性の就労率が男性よりも有意に低くなっている。また、男性では、既婚者の方が単身者よりも就労率が高いが、女性では、既婚者の方が単身者よりも就労率が低い。その一方で、就労収入については、単身者でも既婚者でも、男性の方が女性よりも高くなっている。

年金月額や就労状況では、上記のような男女差が存在するのに対して、受給者の介助の状況については明確な男女差は確認できなかった。年金額で見ても、就労状況で見ても、男女差が大きく、女性の受給者の方が貧困状態に陥りやすいように思われる。しかし、実際には、受給者の属する世帯の収入を見る限り、明確な男女差は確認できなかった。生活保護の併給状況も男性と女性で大きな違いはない。その理由は、女性の受給者では、配偶者の収入が世帯の主な収入の一つになっているケースが多く、配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためである。それゆえに、女性の障害年金受給者では、配偶者の収入に期待できない場合、あるいは、期待できなくなった場合に、貧困状態に陥りやすくなると考えられる。

### 障害等級別の受給者の就労状況

すべての障害種別において、障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、常勤雇用で働く者や就労収入の高い者の割合が増加することが確認できた。特に、厚生年金3級では、20～59歳の受給者のうち51.9%が就労している。

1985年年金改正では、障害年金の改善が図られる一方で、働いている人が多いという理由で、3級の給付水準だけが大幅に削減されている<sup>15</sup>。確かに、身体障害の厚生年金3級の受給者だけを見れば、就労率も高く、常勤で働く者や高い就労収入を得ている者も少なくない。しかしながら、1985年改正当時と

<sup>15</sup> 1985年改正で障害厚生年金3級の給付水準が削減された経緯については、百瀬(2018b)を参照。

現在では、障害年金受給者の障害種別は大きく変わっており、精神障害の受給者が増加している。精神障害の受給者では、厚生年金3級であっても、就労率は低く、就労している場合でも、常勤以外で働く者や就労収入が低い者が圧倒的に多い。そのため、精神障害では、年金受給者のなかでは障害の程度が軽いとされる厚生年金3級の受給者が最も生活困窮に陥りやすくなっている。

### 身体障害による障害年金受給者の年金額と就労収入

身体障害の受給者について、厚生年金2級と国民年金2級を比較した場合、日常生活の介助の状況はほとんど変わらないにもかかわらず、同じ障害等級2級であっても、就労状況が大きく異なる。厚生年金2級の受給者で就労している者は、国民年金2級の受給者で就労している者に比べて、常勤で働く者の割合が高く、就労収入の多い者の割合も高い。厚生年金2級の受給者は、年金受給前に被用者としての就労経験がある一方で、国民年金2級の受給者は、年金受給前に被用者としての就労経験がない者が多い。その差が、トータルでの年金額に差をもたらすだけでなく、受給後の就労収入にも影響をもたらしている可能性が考えられる。

また、厚生年金の受給者では、就労時の収入が高かった者ほど、年金額が高くなるが、特に身体障害の場合、年金額が高い者ほど、就労収入も高くなりやすい。障害状態に至る前に就労収入が高かったものは、学歴や職業スキルなどが高い者が多く、そのために、障害状態に至った後も、高収入を得られる可能性が高い。結果として、年金額も低く、就労収入も低いという受給者が存在する一方で、高額の年金を受給しながら、高い就労収入を得る受給者が生じている。

### 参考文献

De Luca, G., and V. Perotti. 2011. Estimation of ordered response models with sample selection. *Stata Journal* 11: 213-239.

臼井久実子・瀬山紀子(2011)「障害女性の貧困から見えるもの」松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社。

百瀬優(2014)「なぜ障害年金の受給者は増加しているのか？」『早稲田商學』第439号,461-476頁。

百瀬優(2018a)「障害者と貧困」駒村康平編『貧困(福祉+)』ミネルヴァ書房。

百瀬優(2018b)「障害年金の給付水準」『社会保障法』第33号,101-114頁。